

成人の障害者歯科受診時の医療費負担について

○背景・現状

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱

3 緊急措置事業の内容

(1) 医療等の給付

対象者に対して、以下の措置を講ずるものとする。

① 医療手帳の交付

本事業の適用を受けようとする者の申出に基づき、対象者に該当するか否かの確認を行うものとする。対象者である旨の確認を受けた者に対しては、医療手帳を交付するものとする。その際は、環境省が開催する臨床医学等の専門家からなる検討会の意見を聴くものとする。

② 健康診査の実施

①の医療手帳の交付を受けた者に対して、健康診査を行うものとする。

③ 医療費の支給

①の医療手帳の交付を受けた者が、疾病等（ジフェニルアルシン酸のばく露に起因するものでないことが明らかな疾病等及び明らかになった疾病等を除く。）について、要領で定める指定医療機関等で医療を受けたときは、その者に対して、当該医療に要した費用の額を限度として、医療費を支給するものとする。ただし、その者が、社会保険各法その他国又は地方自治体の負担による医療に関する給付を受けることができる場合には、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（自己負担分）の限度において支給するものとする。

なお、歯科診療は医療手帳の対象外となっています。

一方で、平成 21 年度第 1 回ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会において、「ジフェニルアルシン酸のばく露が確認され、医療手帳の交付を受けた小児（15 歳以下の者）が障害児歯科を受診する場合、ジフェニルアルシン酸に係る主治医の意見を聞いた上で、当該診療に係る医療費の自己負担分を医療給付対象に含めることが適当である」との結論が出されました。これを受けて、医療手帳の交付を受けた小児が障害児歯科を受診する際、主治医の意見を聞いた上で医療給付対象となるよう運用のお願いをしてきたところです。

○ご審議いただきたい事項

昨今、当該小児が成人したところでありますが、引き続き障害者歯科を受診した際の医療費を給付する運用をお願いしたいと思いますが如何。

御承認いただければ、本会の結論として、以下とさせていただきたい。

「ジフェニルアルシン酸のばく露が確認され、医療手帳の交付を受けた者が障害者歯科を受診する場合、ジフェニルアルシン酸に係る主治医の意見を聞いた上で、当該診療に係る医療費の自己負担分を医療給付対象に含めることが適当である」